

第17節 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬計画

第1項 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬	<input type="checkbox"/> 消防班 <input type="checkbox"/> 環境水道班 <input type="checkbox"/> 福祉班 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 第七管区海上保安本部
第2項 災害救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 福祉班

【基本方針】

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、基本的人権や人道上からも許されないことである。また、発災後の混乱期に人心の安定を図るうえからも搜索及び収容等を早急に実施する必要があるため、市は関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に行方不明者等の搜索及び遺体収容または火葬を実施する。

第1項 行方不明者等の搜索及び遺体収容・火葬

1. 行方不明者等の搜索（“消防班”）

市は、陸上にあつては警察の、また海上にあつては第七管区海上保安本部等の協力を得て行方不明者の搜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに警察や医師の検視並びに検案を依頼して収容する。

2. 遺体の処理（“福祉班”）

- 1) 遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。
- 2) 検視及び医学的検査を終了した遺体について、県・警察等関係機関の応援を得ておむね次により処理する。
 - ア. 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
 - イ. 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間で埋葬や火葬ができない場合においては、遺体を特定の場所(寺院などの施設の利用または寺院、火葬場等の敷地内に安置場所を仮設して対応する)に一旦安置し、埋葬や火葬等の処置を完了するまで一時保存する。

<p>《遺体の処理方法》</p> <table border="1"><tr><td>a. 検視</td></tr><tr><td>b. 遺体の洗浄、縫合、消毒等</td></tr><tr><td>c. 遺体の一時保存</td></tr><tr><td>d. 検案</td></tr></table>	a. 検視	b. 遺体の洗浄、縫合、消毒等	c. 遺体の一時保存	d. 検案
a. 検視				
b. 遺体の洗浄、縫合、消毒等				
c. 遺体の一時保存				
d. 検案				
<p>※ b. ～d. は、遺族ができないときに市で実施</p> <p>※ 身元を判別し得ない遺体、または短期間に埋火葬することが困難な場合にはそのまま一時保存する。</p>				

3. 遺体の火葬（“環境水道班”） 【資料編*Ⅲ. 2. 14】

(1) 火葬の実施体制の確保

下記により火葬の実施体制の確保を行うとともに、災害により死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族が判明しない等の場合には、原則として市が遺体の火葬を行う。

なお、市で火葬が十分行えない状況になった場合は、県内の他市町村及び近隣県に対し県を通じて応援要請を行う。

- 1) 火葬場の被災状況の把握
- 2) 死亡者数の把握
- 3) 火葬相談窓口の設置
- 4) 死体安置所の確保
- 5) 火葬場へのアクセス道路の確保
- 6) 死体搬送体制の確保
- 7) 棺、ドライアイス、骨壺の調達
- 8) 火葬用燃料の確保

(2) 火葬に際しての留意点

1) 身元不明の遺体措置

- ア. 身元不明の遺体については、火葬前に警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに、身元の判明に必要な資料を保存する。
- イ. 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」に基づき取り扱うものとする。
- ウ. 火葬後の遺骨及び遺品については保管するものとする。

2) 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、または火葬等に要する現品もしくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備・保存する。

- ア. 救助実施記録日計票
- イ. 火葬費支出関係証拠書類

*資料Ⅲ. 2. 14 「墓地・埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）」

4. 車両、必要資材の確保

遺体の収容・埋葬あるいは火葬等に必要な車両や資機材は、市内関係業者や関係機関の協力を得て、“環境水道班”、京築保健福祉環境事務所等で確保する。

《遺体収容埋葬資材》	
必要資材	所管
非常用担架	環境水道班
遺体安置用シート、棺、骨壺	
遺体消毒用品	病院 京築保健福祉環境事務所

5. 埋葬処理施設

施設名	所在地	炉数	TEL
やすらぎ苑	行橋市上稗田 1200-1	4	(0930)22-2450

第2項 災害救助法に基づく措置

1. 搜索

(1) 対象者

《行方不明者の搜索の対象者》	
行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推測される者	

(2) 費用の限度

災害救助法に基づく行方不明者の搜索の費用に関する限度額については、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(3) 期間

《行方不明者の搜索の期間》	
遺体の搜索	災害発生の日から 10 日以内（ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認により期間の延長あり。）

(4) 搜索の方法

県知事または県知事により搜索を行うこととされた災害対策本部長（市長）が、警察、消防及びその他機関の協力を得て搜索を行う。災害対策本部各班は消防本部と連携して自

らの応急対策活動と並行して行方不明者の搜索に全力を尽くす。

2. 遺体の検視(見分)及び処理

(1) 遺体の検視(見分)

前記第1項「遺体の処理」に同じとする。

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合は、市がこれらの処理を行う。

(3) 処理内容

遺体の検視(検分)及び処理の内容については、次のとおりとする。

- 1) 遺体の洗淨、縫合、消毒
- 2) 遺体の一時保存
- 3) 検案

(4) 処理方法

1) 救助実施機関である県知事または県知事により救助事務を行うこととされた市長が、遺体の一時保存のための施設の確保、遺体の洗淨、縫合、消毒、検案等について役務の提供により実施する。

2) 遺族が遺体の処理を行う場合は、市長が遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(5) 費用の限度

遺体処理費用にかかる限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(6) 期間

遺体処理の期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情があると認めた場合には、内閣総理大臣の承認を得て、期間を延長することができる(特別基準)。

3. 遺体の埋葬等

(1) 埋葬等を行う場合

市長は、次の者について遺体の埋葬を行う。

- 1) 災害時の混乱の際に死亡した者(遺体)
- 2) 災害のため遺族が埋葬等を行うことが困難な者(遺体)

(2) 埋葬の方法

棺または骨壺等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬または納骨等について役務の提供をもって実施する。

(3) 費用の限度

遺体の埋葬にかかる費用の限度額は、福岡県災害救助法施行細則で定める額とする。

(4) 期間

遺体埋葬に関する期間は災害発生の日から10日以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、内閣総理大臣の承認を得てその期間を延長することができる(特別基準)。